

6 指 第 253 号  
令和 6 年 2 月 19 日

建設業関係団体の長 様

京都府建設交通部指導検査課長

### 建設現場における快適トイレ設置の試行について(通知)

京都府建設交通部では、建設現場を働きやすい環境とする取組の一環として、誰もが快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）の設置を試行することとしたので通知します。

#### 記

##### 1 試行内容

別添の「建設現場における快適トイレ設置の試行要領」に基づき取組むものとする。受注者が快適トイレの設置を希望する場合、快適トイレに要する費用の一部を共通仮設費(営繕費)に積み上げ計上する。なお、費用は設計変更において計上するものとする。

##### 2 対象工事

建設交通部が発注する全ての土木工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は本要領の対象外とする。

- (1) 通年維持工事等の単価契約で行う工事
- (2) 災害復旧工事(応急工事を含む)
- (3) その他、発注者が快適トイレの設置がなじまないと判断した工事

##### 3 適用日

令和 6 年 3 月 1 日以降に入札公告をするものから適用する。

担 当	指導検査課 指導係
電 話	075-414-5219